松江市週休2日工事要領（港湾・漁港漁場工事編）

（趣旨）

第1条　建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条　港湾・漁港漁場工事における「週休2日を達成した」とは、当該工事の対象期間において、土日、祝日（土日を除く）、夏期休暇（土日および祝日以外の日）3 日間及び年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日のうち土日及び祝日を除く）の合計日数以上の現場閉所があることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手の日から工期の末日の前日から起算して20日前にあたる日までの期間をいう。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。

また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。ただし、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取り組みの趣旨を踏まえて、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

（対象工事）

第3条　松江市産業経済部水産振興課が所管する全ての工事を対象とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「松江市土木工事における週休2日工事要領」を適用する。

（発注方式）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定する「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 発注者指定型

発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式。

3 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

(1)災害復旧工事

(2)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(例 1)緊急的、時間的制約があるもの

(例2)工期に関する特記仕様書「2.当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

(3)維持管理業務等の工期があらかじめ決まっているもの等

「受注者希望型」においては、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で第 2 条の休日数を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

(実施方法)

第5条　発注者は、設計図書に「松江市週休2日工事特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)」を添付し、施工条件書に「週休2日工事(発注者指定型)」または「週休2日工事(受注者希望型)」である旨を明記するものとする。

2　受注者は、発注者指定型においては、「工期に関する特記仕様書」に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日等取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3　受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面(様式1)により発注者に報告するものとする。

4　受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5　その他実施に当たっては、「松江市週休2日工事特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)」により行うものとする。

(工事成績評定)

第6条　工事成績評定については、松江市建設工事成績評定要領による。

(工事費の積算及び設計変更)

第7条　発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、週休 2 日を達成しなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

2　発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)

等は労務費補正の対象としない。

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1.02 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(2) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数 1.03 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(実施確認)

第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得実績(計画)表(参考様式)」及び「休日取得状況表(様式4)」を提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料(現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録及び安全教育・訓練等の記録資料等)の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

(履行証明書)

第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、週休2日を達成したことが確認できた場合または個人単位での休日確保が確認できた場合、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績表または、休日取得状況表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月22日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、既発注工事等においても本通知日以降に契約締結する工事等については、受発注者協議により適用可能とする。

(施行期日)

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以降に契約締結する工事から適用する。

（施行期日）

この要領は、令和8年11月1日から施行する。

（適用）

この要領は、施行日以降に入札公告または指名通知する工事等から適用する。